

資料 4

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議等の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定員)

第2条 傍聴席の定員は、10人とする。ただし、委員長は会場の規模に応じて、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 推進委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第6条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他推進委員会を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問することができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなけ

資料 4

ればならない。

- (1) 推進委員会会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 杖を必要とする身体障害者及び高齢者以外の者は、杖を持たないこと。
- (9) その他推進委員会会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。